

主治医様

罹患証明について（お願い）

熊本県立翔陽高等学校

このことについて、お手数をおかけしますが、証明くださいますようお願い申し上げます。

罹患証明書

年 組 番 氏名

診 断 名 []

指示事項（制限内容・体育授業への参加可能な範囲等）

出席停止の場合は 令和 年 月 日から

その停止期間 令和 年 月 日まで

上記のとおり相違ないことを証明します。

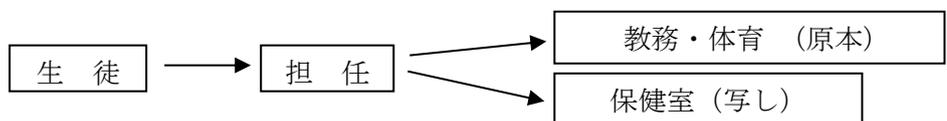
令和 年 月 日

医療機関

御医師名

印

（書類提出の流れ）



学校感染症の種類と出席停止の基準

感染症の種類		出席停止の基準	
第1種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリア)、鳥インフルエンザ(H5N1)など	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日(幼児 3 日)が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
	結核	病状により医師において感染の恐れがないと認められるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認められるまで		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、	病状により医師において感染の恐れがないと認められるまで	
	その他の感染症	※その他の感染症…学校教育活動において流行を広げる可能性があり、医師において感染の恐れがあると認められたもの	
		溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身症状が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型:肝機能正常化後登校可能 B型・C型:出席停止不要
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		その他	医師において感染の恐れがあると認められたもの